

仕様書

1 業務名

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター会計監査等業務

2 業務目的

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）において、独立行政法人会計基準に基づいた適正な会計処理を実施していくため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「法」という。）第39条に準じた財務諸表等の監査を行う会計監査人を選定し、任意監査として会計監査人に会計監査を委託するものである。

3 監査対象機関及び所在地

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター本所：茨城県つくば市大わし1-1
熱帯・島嶼研究拠点：沖縄県石垣市字真栄里川良原1091-1

4 業務の内容

受託者は、法第39条に準じた、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施並びに法第38条第2項に準じた意見書の提出、会計業務全般に係る助言指導とする。

（1）契約期間

契約締結日～令和4年6月30日

（2）センターの財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書に対して、法令等の規定に準じて行う監査業務

- ・ 予備調査（調査時期に関しては別に協議して定める。）
- ・ 監査計画の作成（提出期限に関しては別に協議して定める。）
- ・ 期中監査（監査時期に関しては別に協議して定める。）
- ・ 中間報告書の作成（提出期限に関しては別に協議して定める。）
- ・ 期末監査（監査時期に関しては別に協議して定める。）

（3）経営者等との協議

- ・ 経営者とのディスカッションを行うこと。
- ・ 期中で中間報告を行うこと。
- ・ 期末に監査報告を行うこと。

（4）監事との連携業務

- ・ 監査計画についての意見交換を行うこと。
- ・ 監査についての報告・意見交換を行うこと。
- ・ その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等を必要な都度隨時行うこと。

（5）内部監査部門（監査室）との連携（情報交換等）

- ・ 監査計画についての意見交換を行うこと。
- ・ 監査についての報告・意見交換を行うこと。
- ・ その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等を必要な都度隨時行うこと。

（6）センター会計についての指導助言・情報提供・相談対応業務

- ① 次の指導助言に関しては、期中の早い段階から隨時実施し、期末に集中することのないよう配慮すること。
 - ・ 監査の過程で行われる会計処理に関する指導助言。
 - ・ 監査対象となる財務諸表の作成方法に関する指導助言。
 - ・ 監査対象となる内部統制システムに関する指導助言。
- ② センターからの質問・相談等への対応は適時適切に行うこと。

(7) 監査実施状況の確認

本監査業務を行った際には、一定の期間毎に業務内容をセンター職員に対して報告すること。なお、受託者の事務所において本監査業務を行った場合にも同様に報告するものとする。

5 連絡担当

センターと受託者との連絡担当については、以下の者とする。

- ・監査室長

6 監査報酬の額及び支払時期

(1) 監査報酬の額

監査に係る報酬のほか、当該実施に係る交通費及び旅費（熱帯・島嶼研究拠点及び海外研究拠点を除く。）等を含む一切の経費とする。

但し、残高確認証の発送費用（切手代等）は含まない。

(2) 支払時期

令和3事業年度の監査業務報酬の支払いは2回払いとし、第1回目の支払額は報酬額の5割以内とする。

- ・第1回（支払時期 令和4年3月末予定）
- ・第2回（支払時期 令和4年6月末予定）

7 監査場所

センターにおいて、監査業務を行う際の監査場所は事前に連絡するものとする。

8 監査実施体制

監査業務の実施に当たっては、公募の際に提案された体制により、本監査業務全般の管理を行うこと。

(1) 監査に当たっては、監査責任者及び監査担当者の継続的な監査（複数年の監査）に配慮すること。

(2) 監査実施に当たっては、指導助言等を監査の早い時期に実施し期中における業務の改善に資するよう配慮すること。

(3) 監査担当者の配置に関しては、独立行政法人会計に精通した者を監査チーム全体の中で配置すること。

9 提案書の要件

(1) 監査法人等の概要

- ① 名称、代表者氏名、主たる事務所所在地、出資金
- ② 沿革
- ③ 人員構成（社員数、公認会計士数、会計士補数、公会計部門対応者数）
- ④ 拠点数（つくば地区及び沖縄地区に拠点がある場合は所属人員数）
- ⑤ 主な取引先（監査関与会社）
- ⑥ 経営状況の説明、財務運営の取り組み
- ⑦ その他

(2) 業務の実績（平成28年度以降）

研究開発型独立行政法人に対する業務実績（セミナー開催、監査請負状況等）

(3) 監査業務実施についての提案内容

① 監査の品質管理

ア 品質管理の体制

イ 日本公認会計士協会の実施した直近のレビューの結果、監査上の問題点等の有無について（有りの場合はその指摘内容）

ウ 公認会計士法に基づく処分がある場合はその内容

- ② 具体的な監査の取り組み方針及び監査実施方法
- ア 監査の取り組み方針
 - イ 監査担当の体制（監査を担当する人数、氏名（経歴、独法担当実績）、分担）
 - ウ 監査実施方法（監査の種類等）（監査の種類別・場所別の監査日数を含む。）
 - エ 監査のサポート体制（システム監査、業務支援等の取り組み、助言・指導体制の状況の具体的方法等）
 - オ 監事、監査室との連携
 - カ 当法人への提案内容（監査計画を提出するに当たり監査法人として特筆すべき点や当法人にメリットとなる項目を記載してください。）

(4) 監査法人等の担当者（窓口）氏名、所属、所属先住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス

1 0 監査法人等に提示する事項

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

- 1) 人員（令和3年4月1日現在）
 - 役員・常勤職員 174名（うち、非常勤監事1名）
 - 契約職員 156名
- 2) 監査場所所在地
 - 本所：茨城県つくば市大わし1-1
 - 熱帯・島嶼研究拠点：沖縄県石垣市字真栄里川良原1091-1
- 3) 政府出資額 8,237百万円
- 4) 事業概要及び財務諸表
 - 当法人の事業概要及び財務諸表等についてはホームページ上において公開していますのでご参照ください。

1 1 その他

(1) 関係法令等の遵守

本監査業務は、監査契約書及び監査約款、本監査業務仕様書、選任の際の提案書、並びに関係法令に基づいて業務を行わなければならない。また、これらに明記無き事項については、委託者と協議の上、その指示を受けるものとする。

(2) 資料等の貸与等

本監査業務の遂行上、調査すべき諸事項は受託者自ら行うが、既調査資料又は文献等、委託者が保有しているもので、業務の遂行上必要なものは貸与する。

貸与された資料は全て委託者へ返却するものとする。

(3) 打合せ

受託者は、業務の着手に先立ち十分な打合せを行い、また業務中においても必要の都度協議を行い、目標の達成に努めるものとする。

(4) 個人情報の取扱い

本監査業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いについては、「国立研究開発法人国際農林水産業研究センターにおける個人情報の適正な取扱いのための措置に関する規程（平成17年3月28日付、16国研セ第3-118号）」に基づくものとする。

(5) 疑義の解決

本監査業務仕様書に記載の事項について疑義が生じた場合は、受託者は委託者と十分な打合せ又は協議を行い、業務の遂行に支障が生じないよう努めなければならない。

(6) その他

この監査業務仕様書に記載のない事項について、これを定める必要がある場合は委託者・受託者間において協議し定めるものとする。